

石川県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

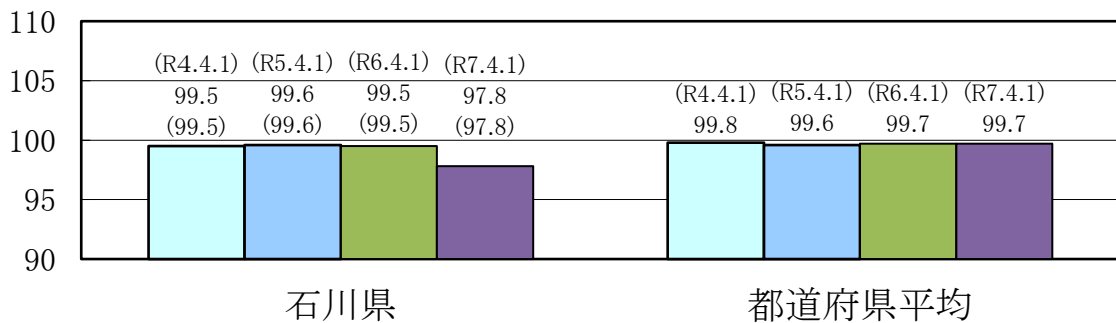
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	1,098,121	1,012,339,392	2,238,370	135,066,462	13.3	19.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	14,335	60,325,943	11,107,543	24,485,373	95,918,859	6,691	7,115

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率により算出。))。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円		%	%	%
令和7年度	382,780	371,274	11,506円 (3.10 %)	3.10	3.40	3.62

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
令和7年度	4.67	4.60	0.07	0.05	4.65	4.65

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】 国家公務員の給与においては、行政職俸給表(一)において、3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級から9級の隣接する級間での給料月額の重なりを解消等を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準に対し、本県においても同様の基準で支給。
 (実施時期) 令和7年4月1日より実施。金沢市においては、段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年度は3%、令和8年4月1日は4%を支給。内灘町においては、段階的に支給割合を引き下げることとし、令和7年度は2%、令和8年4月1日は1%を支給。
 (参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合(金沢市)	3%	3%	4%
国基準による支給割合(内灘町)	3%	2%	1%
石川県の支給割合(金沢市)	3%	3%	4%
石川県の支給割合(内灘町)	3%	2%	1%

③ その他の見直し内容

・扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
石川県	42.8 歳	328,154 円	422,510 円	360,858 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
都道府県平均	42.3 歳	329,304 円	420,139 円	372,087 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
石川県	55.0 歳	111 人	302,157 円	346,191 円	314,677 円	—	—	—	—
うち用務員	59.6 歳	2 人	285,900 円	288,100 円	285,900 円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	50.9 歳	264,300 円	1.09
うち自動車運転手	56.7 歳	48 人	312,365 円	367,549 円	325,990 円	乗用自動車運転者(タクシー運転手を除く)	62.0 歳	235,700 円	1.56
うち守衛	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	警備員	54.5 歳	218,800 円	*
うち学校給食員	54.1 歳	3 人	340,400 円	359,549 円	349,349 円	飲食物調理従事者	45.7 歳	270,900 円	1.33
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
都道府県平均	53.7 歳	140 人	309,925 円	366,087 円	341,488 円	—	—	—	—

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人の場合は「アスタリスク(*)」としています。

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
石川県	5,510,501 円	—	—
うち用務員	4,612,058 円	3,643,200 円	1.27
うち自動車運転手	5,926,479 円	2,918,900 円	2.03
うち守衛	* 円	2,868,100 円	*
うち学校給食員	6,060,592 円	3,576,800 円	1.69

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人の場合は「アスタリスク(*)」としています。

(注)1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和4年～令和6年の3ヶ年平均)

2 技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

○公務員・・・「令和6年地方公務員給与実態調査」のデータを使用(正規職員のみ)

○民間・・・企業規模10人以上、常用労働者のうち一般労働者のデータを使用

※「常用労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する労働者をいいます。

①期間を定めずに雇われている労働者、②1か月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

※「一般労働者」とは短時間労働者(1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者)以外の労働者をいいます。

3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石川県	44.0 歳	375,022 円	419,194 円
都道府県平均	44.6 歳	378,535 円	442,107 円

④ 小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石川県	40.9 歳	360,480 円	396,180 円
都道府県平均	41.6 歳	366,616 円	424,360 円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
石川県	37.7 歳	335,632 円	459,875 円	368,055 円
国	41.7 歳	339,095 円	—	399,794 円
都道府県平均	39.4 歳	345,913 円	494,513 円	397,690 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		石 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,500 円	220,000 円
	高 校 卒	188,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	186,100 円	—
	中 学 卒	—	—
高等学校 教育職	大 学 卒	246,900 円	—
	高 校 卒	200,400 円	—
小・中学校 教育職	大 学 卒	246,900 円	—
	高 校 卒	200,400 円	—
警 察 職	大 学 卒	252,400 円	251,800 円
	高 校 卒	216,900 円	216,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	284,857 円	355,935 円	373,785 円	376,098 円
	高 校 卒	254,030	328,492	342,200	360,143
技能労務職	高 校 卒	244,500	259,000	— (該当者なし)	311,733
	中 学 卒	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)
高等学校 教育職	大 学 卒	343,481	407,415	429,354	446,235
	高 校 卒	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)
小・中学校 教育職	大 学 卒	338,234	399,208	420,964	433,329
	高 校 卒	— (該当者なし)	— (該当者なし)	409,760	410,384
警 察 職	大 学 卒	301,345	384,685	417,776	429,394
	高 校 卒	284,988	353,369	390,820	390,700

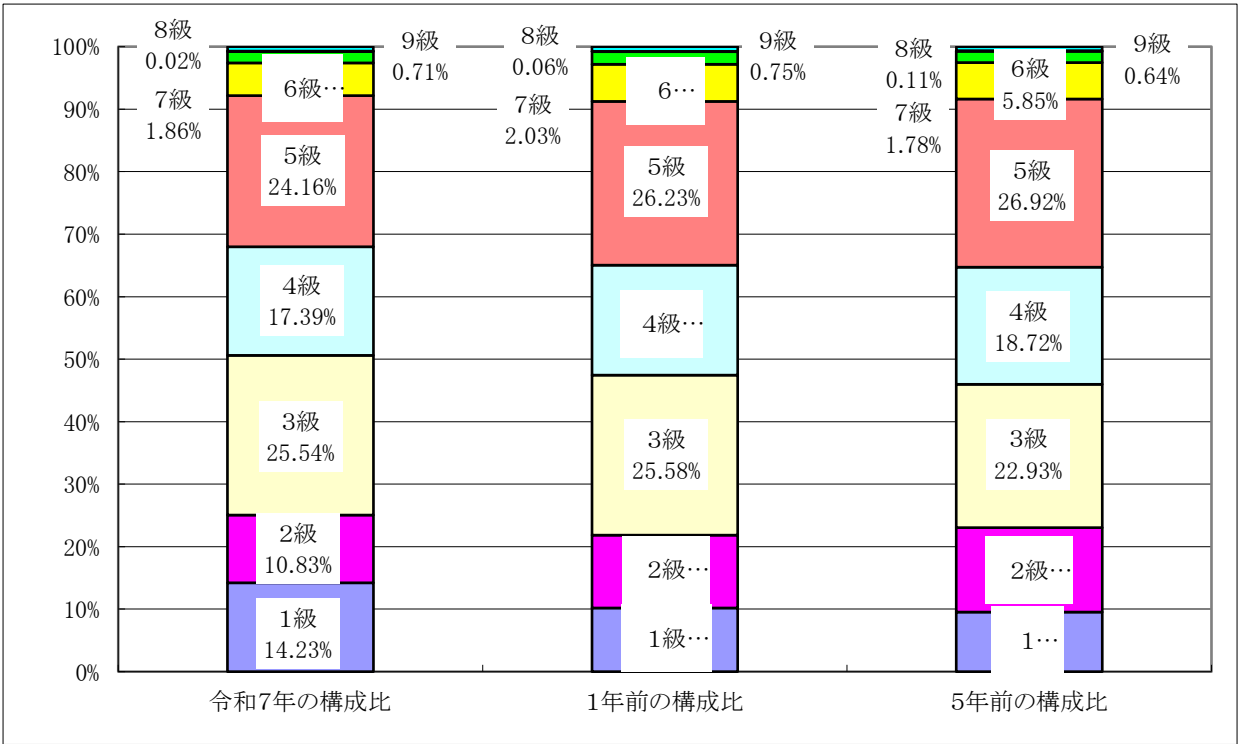
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

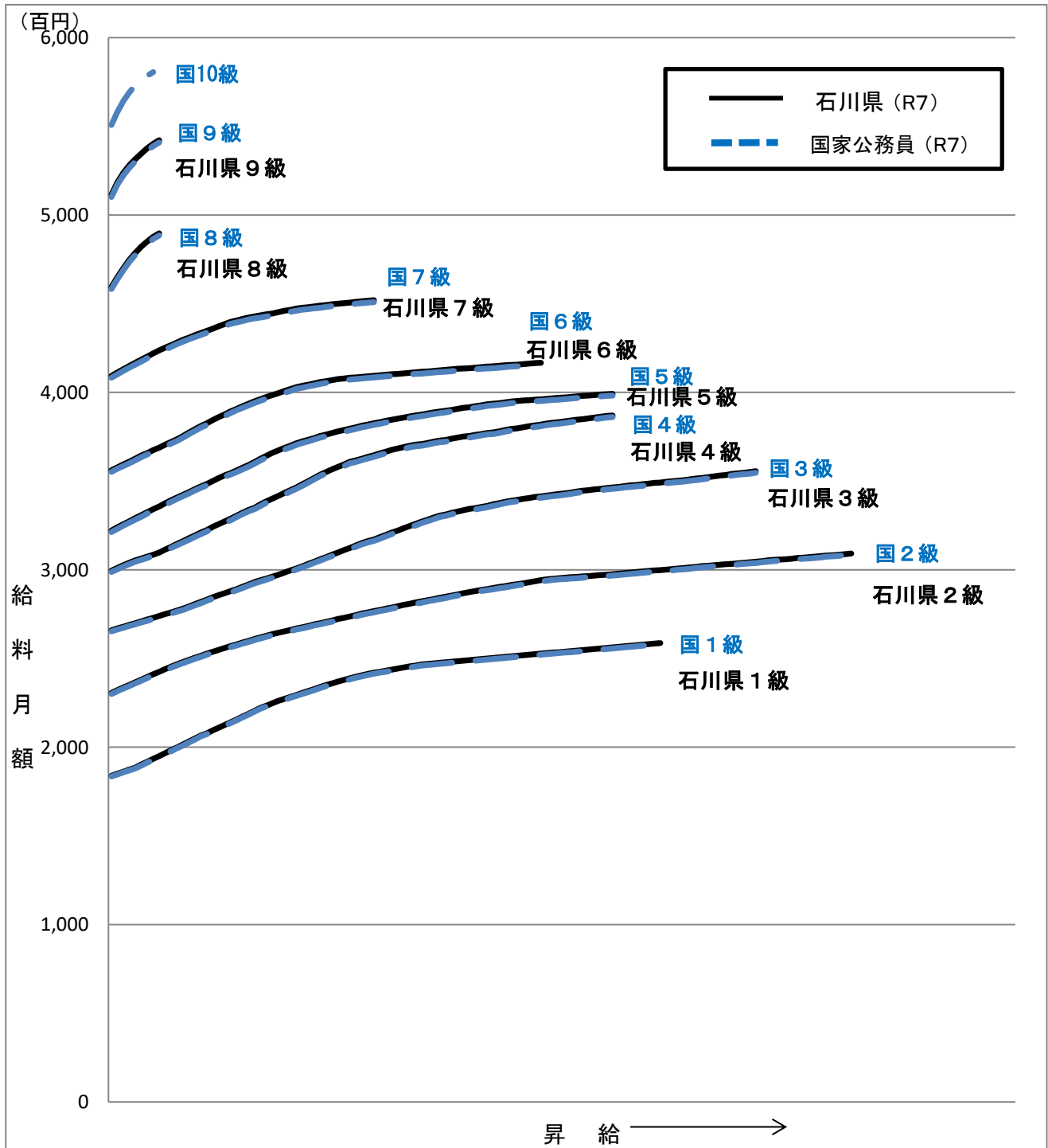
区 分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
9 級	本庁の部長又は局長	27 人	0.71 %	511,400 円	542,200 円
8 級	困難な業務を行う本庁の部次長又は局次長	1	0.02	459,400	489,700
7 級	本庁の部次長又は局次長 本庁の困難な業務を行う課長	70	1.86	409,300	452,000
6 級	本庁の課長又は担当課長	198	5.26	356,100	416,700
5 級	課参事、課長補佐 困難な業務を行う主幹	910	24.16	322,100	399,200
4 級	主幹、困難な業務を行う専門員又は主査	655	17.39	299,500	387,000
3 級	専門員又は主査、主任主事又は主任技師	962	25.54	265,900	355,600
2 級	主事・技師	408	10.83	230,600	309,200
1 級	主事・技師	536	14.23	183,900	258,700

(注)1 石川県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 基準となる職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))状況(令和7年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況(石川県)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

石川県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,730 千円	-
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(石川県)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2)退職手当(令和7年4月1日現在)

石川県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
1人当たり平均支給額	3,797 千円	22,385 千円		-	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			1,112,316 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			133,307 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	24 人	20 %
大阪市	16 %	6 人	16 %
名古屋市	14 %	1 人	14 %
金沢市	3 %	8,215 人	3 %
内灘町	2 %	196 人	2 %
医師及び歯科医師	16 %	176 人	16 %
上記以外の市町	0 %	7,670 人	0 %
平均支給率	1.75 %	—	1.75 %
平均支給割合が国の制度による平均支給割合を上回る場合、その理由	—		

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		668,533 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		121,862 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		40.0 %		
手当の種類(手当数)		43		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
県税事務手当	県税の賦課及び徴収業務に従事する職員	主として県税の賦課及び徴収等	14,322 千円	日額 800円 (管理職手当受給者 日額 220円)
消防訓練業務手当	消防学校に勤務する職員	消防訓練業務(実技訓練に限る。)	309 千円	日額 550円
社会福祉業務手当	保健福祉センター、こころの健康センターの社会福祉業務の現業従事者等	社会福祉業務の現業等	19,413 千円	月額 9,800円 (医療職給料表(三)適用者月額 4,900円) (随時補助する職員 日額 300円)
	児童相談所等に勤務する児童福祉司、児童心理司、保健師等	児童の一時保護業務等		月額 20,000円 (随時補助する職員 日額 300円)
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師	家畜保健衛生業務	4,396 千円	月額 20,000円 (管理職手当受給者 月額 12,000円)
	家畜保健衛生所等に勤務する職員	種雄牛・豚の精液採取等のため、種雄牛・豚を御する作業		日額 230円

感染症防疫等作業手当	対象業務に従事する職員	感染症予防法に規定する感染症患者等の救護、看護等の作業、付着物の処理作業	66 千円	日額 300円
		HIV又はC型肝炎ウイルス感染症患者等への注射、抜歯等の作業(県営病院勤務者に限る)		日額 230円
		口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザのまん延防止のために行う家畜のと殺、死体の焼却、埋却、畜舎等の消毒作業		日額 380円 (口蹄疫まん延防止のために行う牛のと殺、豚熱まん延防止のために行う豚のと殺 日額 760円)
		豚熱のまん延防止のために行う野生イノシシの死体の運搬、埋却、捕獲現場等の消毒作業		日額 290円
		狂犬病予防法等に規定する抑留、捕獲、咬傷犬の診断、引取り処分の作業		日額 300円 (捕獲作業は800円)
衛生検査業務等手当	保健所、病院、保健環境センター等に勤務する臨床検査技師又は衛生検査技師	専ら臨床検査業務又は衛生検査業務	954 千円	月額 7,000円
	病院に勤務し、臨床検査業務又は衛生検査業務に従事する職員	死体解剖の補助作業		1体 3,500円
	保健所に勤務する保健師	HIV抗体検査の採血業務		日額 230円
機能訓練業務手当	中央病院又はリハビリテーションセンターに勤務する理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師等	機能訓練業務		月額 7,000円 (あん摩マッサージ指圧師 月額 5,000円)
放射線業務手当	病院、保健所等に勤務する診療放射線技師及び診療エックス線技師等	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	117 千円	月額 給料の8/100 (管理職手当受給者 5/100) (保健所等職員 日額 1,400円)
	工業試験場に勤務する職員	エックス線照射による試験研究業務		日額 230円
診療業務手当	本庁健康福祉部、病院、保健所、リハビリテーションセンター等に勤務する医師、歯科医師	診療又は医学的判定事務	13,260 千円	月額 50,000円～70,000円
結核患者等接触業務手当	病院、保健所等に勤務する職員	結核患者の診療、看護、病原菌検査等結核患者又は結核菌に接触する業務	32 千円	看護師 日額 220円 医師等 日額 180円
夜間看護等業務手当	病院に勤務する看護師等	深夜(午後10時後翌日午前5時前)業務		深夜の勤務時間により 1回 2,150円～7,300円
分べん業務手当	病院に勤務する医師	分べん業務	870 千円	1回 10,000円
看護職員等処遇改善手当	中央病院に勤務する看護師等、こころの病院に勤務する看護補助者又は泉こども園に勤務する職員		1,125 千円	月額 3,200円～11,200円
精神保健福祉活動業務手当	保健所等に勤務する職員	精神障害者の鑑定の立会い又は護送の業務	116 千円	日額 300円
	保健所に勤務する保健師等	在宅精神病患者の訪問指導		日額 230円
有毒薬物等取扱作業手当	農林総合研究センター、県営病院等に勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物又は劇物を使用して行う化学的試験研究、病虫害防除、滅菌又は調剤の作業等	1,158 千円	日額 230円

職業訓練業務手当	産業技術専門学校又は障害者職業能力開発校に勤務する職員	職業訓練業務及び随時補助	10,666 千円	月額 給料の10/100 (管理職手当受給者 4/100) (随時補助する職員 月額 230円)
潜水作業手当	水産総合センター等に勤務する職員 又は警察職員	潜水作業	5 千円	潜水深度により 1時間 310円～1,500円
漁労指導等作業手当	漁業調査指導船、漁業取締船又は 警察警備艇に乗船する職員	漁労若しくはその指導、漁業取締 り又は海上警備等の作業	554 千円	月額 300円
用地取得等交渉業務手 当	用地取得の業務に従事する職員	土地の取得等に係る現地における 交渉又は事業の施行により生ずる 損失の補償に係る現地における交 渉(土地の取得等に係る交渉に該 当するものを除く。)の業務で知事 が定めるもの	1,514 千円	月額 1,000円 (深夜 1,500円)
特殊現場作業手当	対象業務に従事する職員	地上又は水上5m以上の足場の不 安定な箇所、40度以上の急傾斜 で高低差10m以上の箇所等の特 殊現場における調査、測量等の作 業、トンネルの坑内でトンネル掘り 作業に関する調査、測量、監督又 は検査の作業、工事現場において 爆発物を取り扱う作業、土砂の崩 落、雪崩若しくは落石の危険が現 存する箇所又は防護措置をしても なおそのおそれのある箇所におけ る測量、調査、監督又は検査の作 業、交通を遮断することなく行う道 路の測量、調査、監督、検査又は 維持補修作業、火薬類や高圧ガス の製造施設又は火薬庫の保安検 査、立入検査等の作業、ダム本体 内で行う点検作業、ダム湖の水面 上で行う流木等の除去作業又は 堆積土砂等の調査作業等、積雪 寒冷特別地域における道路交通 の確保に関する特別措置法にお いて行う除雪作業で、除雪車によ る除雪作業及び午後5時後翌日午 前6時前における作業、暴風雪、 大雪警報発令下での排雪等の作 業、豪雨等異常な自然現象により 重大な災害が発生するおそれがあ る公共土木施設における巡回監 視、応急作業等、豪雨等異常な自 然現象により、重大な災害が発生 するおそれがある現場において行 う知事が認める作業	15,140 千円	月額 200円～1,080円
特殊現場作業手当 (技能労務職員)	水産総合センターに勤務する技能 労務職員	内水面増殖作業(水中において行 う淡水魚の選別又は取揚げ、採卵 等の作業)(10月1日から3月31日 までの期間に限る。)	—	月額 300円
港湾管理等業務手当	港湾事務所又は土木総合事務所に 勤務する職員	船舶に乗り込み行う、港湾の区域 内の管理又は監督の業務	75 千円	月額 230円
航空業務手当	航空機に搭乗する職員	操縦業務、捜索救難、災害発生状 況等の調査等	6,479 千円	搭乗1時間 1,900円～5,100円
捜査等作業手当	警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑 者の逮捕の作業	36,780 千円	月額 560円
犯罪鑑識業務手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を利用し、 又は理化学等の知識を利用する 犯罪鑑識作業	1,789 千円	犯罪現場に臨場しての作 業 月額 560円 その他 月額 280円
交通捜査取締業務手当	警察職員	道路上における交通事件事故の 捜査、交通取締り等の作業	11,926 千円	月額 250円～1,260円

遭難救助等作業手当	警察職員	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺における遭難者等の捜索救助、災害警備その他の危険又は困難を伴う救援等の作業	70 千円	業務内容により 日額 640円～1,680円
遭難救助等作業手当 (東日本大震災等に対処するための特例)	警察職員	東京電力福島第一原子力発電所及び特定原子力事業所周辺での作業	-	業務内容により 日額 660円～40,000円
		遭難救助等作業手当の一部加算		業務内容により 日額 840円～1,680円
看守業務手当	警察職員	留置施設又は保護室等における収容者の看守業務、被疑者等の護送作業	5,372 千円	日額 270円
死体取扱作業手当	警察職員	人の死体の検視又は見分等の作業	24,928 千円	1体 1,600円又は3,200円
		人の死体の解剖の補助又は立会作業		1体 3,200円
警ら業務手当	警察職員	警ら又は巡回連絡等の作業	45,391 千円	無線警ら車による警ら 日額 420円 その他 日額 340円
夜間特殊業務手当	交替制勤務を行う警察職員	深夜(午後10時後翌日午前5時前)において行う警ら等の業務	77,007 千円	勤務時間により 勤務1回 410円～1,100円
爆発物等処理作業手当	警察職員	爆発物、特殊危険物質等に対して行う識別、認定作業、搬送解体作業等	-	処理1件あたり 5,200円 特殊危険物質による被害の危険区域内作業 日額 250円
核原料物質輸送警備業務手当	警察職員	核原料物質を輸送する車両等に追従し、又は先導して行う輸送警備業務	-	日額 640円
緊急呼出捜査等業務手当	警部以下の警察官又は警察官以外の警察職員	突発的に発生した捜査業務、交通取締業務等に従事するため、正規の勤務時間に引き続かない時間に、緊急の呼出しを受けて勤務することを命ぜられた場合で、従事した時間帯の一部又は全部が午後9時後翌日午前5時前の間であるとき	1,970 千円	1回 1,240円
国外犯罪捜査情報収集業務手当	警察職員	犯罪捜査のため、日本国外の著しく危険な地域において行う情報収集業務	-	日額 1,100円
身辺警衛等業務手当	警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣、国賓等の身辺警護の業務	532 千円	日額 640円又は1,150円
銃器犯罪捜査等業務手当	警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行われる犯人逮捕等の業務	-	業務内容により 日額 820～1,640円
多学年学級担当手当	教育職員	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当し、当該学級の授業又は指導に従事	1,001 千円	3以上の学年編成の授業又は指導 日額 350円 2の学年編成の授業又は指導 日額 290円
特殊授業手当	全日制課程若しくは昼間制の定時制課程の勤務を本務とする教育職員が夜間制の定時制課程の勤務を行う場合又は夜間制の定時制課程の勤務を本務とする教育職員が全日制課程若しくは昼間制の定時制課程の勤務を行う場合		230 千円	1時間 1,000円

教員特殊業務手当	教育職給料表(一)又は(二)の適用を受ける教育職員のうち、その属する職務の級が3級、2級又は1級である者	学校の管理下において行う非常災害時における児童又は生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務等	288,380 千円	日額 7,500円又は8,000円
		修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		日額 5,100円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの		日額 5,100円
		学校の管理下において行う部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は正規の勤務時間が4時間以内の日に行うもの		日額 2,700円
教育業務連絡指導手当	教育職員のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が定める業務に従事する職員及びこれらの職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会が定める職員	82,565 千円	日額 200円	
夜間学級担当手当	夜間に授業を行う学級を置く中学校に勤務する教育職員のうち、夜間に勤務することを本務とする者	—	月額 給料の7/100 (管理職手当受給者 5/100)	

(5)時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	3,022,987 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	675 千円
支給実績(令和5年度決算)	3,287,447 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	775 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

(6)寒冷地手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		1,091 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		64,168 円
支給対象公署	世帯主等の区分	支給額(月額)
犀川ダム管理事務所、湯涌小学校、芝原中学校、湯涌駐在所、水産総合センター内水面水産センター、農林総合研究センター林業試験場、農林総合研究センター石川ウッドセンター、白山自然保護センター、白山自然保護センター中宮展示館、大日川ダム管理事務所、白山自然保護センター市ノ瀬ビジターセンター、白山ろく民俗資料館、白山林道石川管理事務所、白山ろく少年自然の家、河内小学校、鳥越小学校、鳥越中学校、白嶺小学校、白嶺中学校、白峰小学校、しらやま交番、河内駐在所、吉野谷駐在所、鳥越駐在所、尾口駐在所、白峰駐在所	世帯主である職員(扶養親族有)	19,800 円
	世帯主である職員(扶養親族無)	11,400 円
	その他の職員	8,200 円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		—

(7) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 3,000円 ・子 11,500円 ・父母等 6,500円 (行政職給料表9級職員等については、配偶者、父母等支給なし) ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人 5,000円加算	同じ		1,283,461 千円	247,820 円
住居手当	○借家等居住者 ・家賃が月額22,000円以下の場合 家賃-10,000円 ・家賃が月額22,000円超の場合 (家賃-22,000円)×1/2 +12,000円 (最高支給限度額 28,000円)	異なる	○借家等居住者 ・家賃が月額27,000円以下の場合 家賃-16,000円 ・家賃が月額27,000円超の場合 (家賃-27,000円)×1/2 +11,000円 (最高支給限度額 28,000円)	905,911 千円	324,583 円
通勤手当	○交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ア 1か月当たりの支給額 (最高支給限度額 150,000円) ・運賃相当額が 150,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が 150,000円超 150,000円 イ 支給方法 支給単位期間に応じ支給 単位期間の最初の月の給料 支給日に一括して支給 (支給単位期間) ・定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合 : 定期券の最長通用期間(6か月限度)に相当する期間 ・回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合 : 1か月間 ○交通用具等を使用している職員 距離に応じて支給 1か月 2,200円~51,100円	異なる	○交通用具等を使用している職員 距離に応じて支給 1か月 2,000円~31,600円	1,276,980 千円	105,527 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づいて支給 ・支給額 給料表の別に、職務の級及び区分に応じて、 25,000円~137,700円 再任用職員 16,800円~115,900円	同じ		937,911 千円	673,303 円

初任給調整手当	<p>○専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職員に支給 (医師・歯科医師) 採用後35年以内の期間、採用から1年経過ごとにその額を減じて支給 ・支給額 勤務する地域、採用からの年数に応じて 月額 415,600円～18,200円 (獣医師) 採用後15年以内の期間、採用から1年経過ごとにその額を減じて支給 ・支給額 採用からの年数に応じて 月額50,800円～6,300円</p>	異なる	獣医師を支給対象としている	68,277 千円	1,896,583 円
特地勤務手当	<p>○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 ・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額 1級地 4%、2級地 8%、 3級地 12%、4級地 16%、 5級地 20%、6級地 25%</p>	同じ		646 千円	215,333 円
へき地手当	<p>○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する教員及び職員に支給 ・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額 準ずる地域 4%、1級地 8%、 2級地 12%、3級地 16%、 4級地 20%、5級地 25%</p>			24,036 千円	500,750 円
休日勤務手当	<p>○休日における正規の勤務時間内に勤務を命ぜられた職員の勤務した時間に対して、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 135/100</p>	同じ		411,996 千円	393,501 円
夜間勤務手当	<p>○深夜(午後10時後翌日午前5時前)に正規の勤務時間として勤務をした時間について、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 25/100</p>	同じ		153,490 千円	208,830 円
宿日直手当	<p>○正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の取受及び庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務施設、用務内容及び勤務時間に応じて 1回2,200円～31,500円</p>	同じ		331,797 千円	284,560 円
定時制通信教育手当	<p>○高等学校の定時制・通信制に勤務する教育職員に支給 ・給料月額6～7% (管理職手当受給者は5%)</p>			37,116 千円	311,899 円

産業教育手当	○実習を伴う農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する高等学校の教員及び実習助手に支給 ・給料月額6～7% (定時制通信教育手当受給者は4%)			44,486 千円	320,043 円
農林漁業普及指導手当	○農業、林業及び水産業の普及指導事業に従事する職員(普及指導員)に支給 ・行政職給料表の職務の級に応じて 月額16,000円～20,000円 (管理職手当受給者を除く。)			19,575 千円	227,616 円
義務教育等教員特別手当	○小中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に支給 ・職務の級及び号給に応じて 月額 2,000円～8,000円			500,276 千円	63,430 円
単身赴任手当	○公署を異にする異動等により住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、異動等の前の住居から通勤することが困難と認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額 30,000円 (職員の住居と配偶者の住居との距離(交通距離100～2,500km)に応じて月額8,000円～70,000円加算)	同じ		71,223 千円	395,683 円
在宅勤務等手当	○住居その他これに準ずる場所で、3か月以上継続して、1か月当たり平均10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 ・月額 3,000円	同じ		—	—
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されている職員が、(1)臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合、(2)災害への対処その他臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給区分及び勤務時間に応じて 勤務1回当たり 3,000円～18,000円	同じ		43,631 千円	249,320 円
災害派遣手当	○災害応急対策若しくは災害復旧又は復興計画の作成等のため、県内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて 1日につき 3,970円～6,620円	同じ		—	—
武力攻撃災害等派遣手当	○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を実施するため、県内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて 1日につき 3,970円～6,620円	同じ		—	—

特定新型コロナウイルス等対策派遣手当	○新型コロナウイルス等対策を実施するため、県内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に支給 ・滞在期間及び滞在施設に依りて 1日につき 3,970円～6,620円	同じ			—	—
--------------------	--	----	--	--	---	---

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給料	知 事	910,000 円 (1,300,000 円)
	副 知 事	1,020,000 円
報酬	議 長	910,000 円
	副 議 長	860,000 円
	議 員	780,000 円
期末手当	知 事	(令和6年度支給割合) 3.45月分
	副 知 事	(令和6年度支給割合) 3.45月分
退職手当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 130万円×在職月数×50/100 15,600,000 円 任期毎 (31,200,000 円)
	副 知 事	102万円×在職月数×36/100 17,625,600 円 任期毎

- (注) 1 知事の給料については、30%減額しており、()内は減額前の金額です。
2 知事の期末手当額は、上記支給割合により計算された額の30%を減額して支給しています。
3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
4 知事の退職手当の見込額は、上記の支給割合により計算された額の50%を減額した額です。

6 職員数の状況

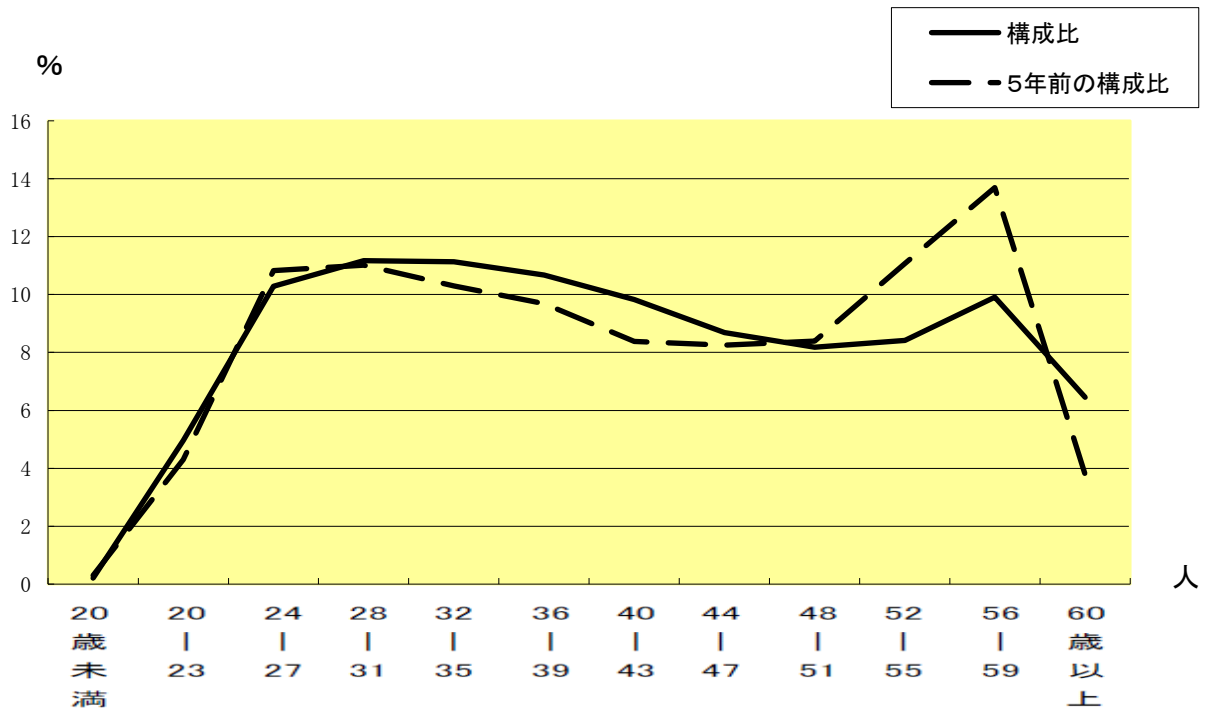
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和7年	令和6年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	総務・企画等	944	823	121	能登半島地震からの復旧・復興等
		保健・福祉	772	737	35	能登半島地震からの復旧・復興等
		商工・労働	313	308	5	能登半島地震からの復旧・復興等
		農水・土木	1,418	1,407	11	能登半島地震からの復旧・復興等
		計	3,447	3,275	172	(参考:人口10万人当たり職員数 313.90人)
	教育部門	9,224	9,292	▲ 68	学級数の減等	
	警察部門	2,337	2,332	5	欠員補充等	
	小 計	15,008	14,899	109	(参考:人口10万人当たり職員数 1,366.70人)	
公 営 会 企 業 部 等 門	病院	1,243	1,191	52	医療体制の充実等	
	その他	87	89	▲ 2	欠員補充等	
	小 計	1,330	1,280	50		
合 計		16,338 [17,183]	16,179 [16,893]	159 [290]	(参考:人口10万人当たり職員数 1,487.81人)	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	34人	811人	1,680人	1,825人	1,818人	1,744人	1,605人	1,420人	1,336人	1,375人	1,619人	1,071人	16,338人

(3)職員数の推移

(単位:人)

部門別	年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		3,263	3,272	3,294	3,257	3,275	3,447	184 (5.3%)
教育		9,037	9,460	9,362	9,342	9,292	9,224	187 (2.0%)
警察		2,331	2,330	2,333	2,323	2,332	2,337	6 (0.3%)
普通会計計		14,631	15,062	14,989	14,922	14,899	15,008	377 (2.5%)
公営企業等会計計		1,245	1,237	1,256	1,262	1,280	1,330	85 (6.4%)
総合計		15,876	16,299	16,245	16,184	16,179	16,338	462 (2.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

水道用水供給事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	5,229,041	94,792	505,663	9.7	9.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和6年度	51	190,748	58,265	78,271	327,284	6,417	7,100

(注)1 職員手当には退職給付費を含んでいません。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含んでいません。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
石 川 県	45.1 歳	353,000 円	536,178 円
団 体 平 均	44.3 歳	368,401 円	590,688 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

石 川 県	一 般 行 政 職	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,505 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,683 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,753 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

石 川 県			一 般 行 政 職			団 体 平 均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 13,757 千円
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
1人当たり平均支給額	— 千円	17,618 千円	1人当たり平均支給額	5,193 千円	21,775 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職者が少ないため過去5年間の平均額です。
 なお、一般行政職については、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		3,280 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		93,707 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
金沢市	3 %	17 人	3 %
内灘町	2	0	2
上記以外の市町	0	34	0

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		1,257 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		36,978 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		66.7 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	水道用水供給事業の業務に従事する企業職員	地上又は水面上5m以上の足場の不安定な箇所におけるダム、橋りょう、水門等の作業、ダム又は洪水時の取水ダムにおける除じん作業、高圧活線作業等の特殊な現場における作業	1,091 千円	日額 200円～1,080円
用地取得等交渉業務手当	水道用水供給事業の業務に従事する企業職員	現地において行う用地取得の交渉業務	22 千円	日額 1,000円
夜間水道業務手当	水道事務所に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務が深夜(午後10時後翌日午前5時前)において行われる水道機器の運転、保守、監視等の業務	144 千円	1回 1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	27,856 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	696 千円
支給実績(令和5年度決算)	37,311 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	811 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 3,000円 ・子 11,500円 ・父母等 6,500円 (行政職給料表9級職員等については、配偶者、父母等支給なし) ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人 5,000円加算	同じ		5,948 千円	247,837 円
住居手当	○借家等居住者 ・家賃が月額22,000円以下の場合 家賃-10,000円 ・家賃が月額22,000円超の場合 (家賃-22,000円)×1/2 +12,000円 (最高支給限度額 28,000円)	同じ		4,823 千円	301,466 円
通勤手当	○交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ア 1か月当たりの支給額 (最高支給限度額 150,000円) ・運賃相当額が 150,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が 150,000円超 150,000円 イ 支給方法 支給単位期間に応じ支給単位期間の最初の月の給料支給日に一括して支給 (支給単位期間) ・定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合: 定期券の最長通用期間(6か月限度)に相当する期間 ・回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合: 1か月間 ○交通用具等を使用している職員 距離に応じて支給 1か月 2,200円~51,100円	同じ		5,422 千円	117,862 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づいて支給 ・支給額 給料表の別に、職務の級及び区分に応じて、 25,000円~137,700円 再任用職員 16,800円~115,900円	同じ		4,278 千円	713,000 円
初任給調整手当	○特殊な専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別な事情があると認められる職に新たに採用される職員に対して支給	同じ		—	—

<p>特地勤務手当</p>	<p>○生活の著しく不便な地に所在する事業所に勤務する職員に支給 ・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額 1級地 4%、2級地 8%、3級地 12%、4級地 16%、5級地 20%、6級地 25%</p>	<p>同じ</p>		<p>—</p>	<p>—</p>
<p>夜間勤務手当</p>	<p>○深夜(午後10時後翌日午前5時前)に正規の勤務時間として勤務をした時間について、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 25/100</p>	<p>同じ</p>		<p>487 千円</p>	<p>60,880 円</p>
<p>宿日直手当</p>	<p>○正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・1回5,100円</p>	<p>異なる</p>	<p>○正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務施設、用務内容及び勤務時間に応じて1回2,200円～31,500円</p>	<p>1,607 千円</p>	<p>84,553 円</p>
<p>寒冷地手当</p>	<p>○毎年11月から翌年3月までの各月の初日において寒冷地域等に在勤する職員に支給 ・職員の世帯等の状況に応じて 月額8,200円～19,800円</p>	<p>同じ</p>		<p>267 千円</p>	<p>267,000 円</p>
<p>単身赴任手当</p>	<p>○公署を異にする異動等により住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、異動等の前の住居から通勤することが困難と認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額 30,000円 (職員の住居と配偶者の住居との距離(交通距離100～2,500km)に応じて月額8,000円～70,000円加算)</p>	<p>同じ</p>		<p>—</p>	<p>—</p>
<p>在宅勤務等手当</p>	<p>○住居その他これに準ずる場所で、3か月以上継続して、1か月当たり平均10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 ・月額 3,000円</p>	<p>同じ</p>		<p>—</p>	<p>—</p>
<p>管理職員特別勤務手当</p>	<p>○管理職手当を支給されている職員が、(1)臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合、(2)災害への対処その他臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給区分及び勤務時間に応じて 勤務1回当たり 3,000円～18,000円</p>	<p>同じ</p>		<p>126 千円</p>	<p>25,250 円</p>